

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 9月 1日～令和 5年 8月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 2年 8月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 2年 9月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 研修内容の検討
- 令和 3年～ 研修の実施

目標 3：妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との  
両立等を支援するための雇用環境の整備  
(男性の子育て目的の休暇の取得促進等)

<対策>

- 令和 2年 9月～ 研修内容の検討
- 令和 3年～ 研修の実施